

○ 自衛隊法施行令及び電気事業法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（火薬類取締法の適用の特例）
 第四百四十五条 自衛隊の行う火薬類の製造、貯蔵、運搬、消費その他の取扱いについての火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百四十九号）の規定（法第百六条第一項において適用を除外されているものを除く。）の適用については、次の表の上欄に掲げる火薬類取締法の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。ただし、火薬類取締法第五十条第一項に係る部分は、陸上自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。）及び海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶以外の船舶については、適用がないものとする。

（火薬類取締法の適用の特例）
 第四百四十五条 自衛隊の行う火薬類の製造、貯蔵、運搬、消費その他の取扱いについての火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百四十九号）の規定（法第百六条第一項において適用を除外されているものを除く。）の適用については、次の表の上欄に掲げる火薬類取締法の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。ただし、火薬類取締法第五十条第一項に係る部分は、海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶以外の船舶については、適用がないものとする。

規定	(略)	第五十条第一項
読み替えられる字句	(略)	「国土交通省令」 「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」
読み替える字句	(略)	「防衛省令」 「防衛大臣」

規定	(略)	第五十条第一項
読み替えられる字句	(略)	「国土交通省令」 「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」
読み替える字句	(略)	「防衛省令」 「防衛大臣」

2
(略)

(船舶安全法の適用)
第百五十五条 法第百九条第二項ただし書に規定する政令で定める船舶は、自衛艦以外の船舶とする。

2
(略)

(船舶安全法の適用)
第百五十五条 法第百九条第一項に規定する政令で定める船舶は、自衛艦以外の船舶とする。

改 正 案	現 行
<p>（電気工作物から除かれる工作物）</p> <p>第一条 電気事業法（以下「法」という。）第二条第一項第十八号の政令で定める工作物は、次のとおりとする。</p> <p>一 鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）若しくは鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）が適用され若しくは準用される車両若しくは搬器、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）が適用される船舶、陸上自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。）若しくは海上自衛隊の使用する船舶又は道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車に設置される工作物であつて、これらの車両、搬器、船舶及び自動車以外の場所に設置される電氣的設備に電気を供給するためのもの以外のもの</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（電気工作物から除かれる工作物）</p> <p>第一条 電気事業法（以下「法」という。）第二条第一項第十八号の政令で定める工作物は、次のとおりとする。</p> <p>一 鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）若しくは鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）が適用され若しくは準用される車両若しくは搬器、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）が適用される船舶若しくは海上自衛隊の使用する船舶又は道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車に設置される工作物であつて、これらの車両、搬器、船舶及び自動車以外の場所に設置される電氣的設備に電気を供給するためのもの以外のもの</p> <p>二・三（略）</p>